

令和5年12月22日

特定非営利活動法人  
消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡和弘 様

株式会社ナガセ 衛星事業本部  
東進中学 NET 事業部

東進中学 NET 契約の中途解約に関するお問い合わせの件（ご回答）

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。ごさいます。

さて11月22日付貴信にてお問合せいただきました件につきまして、以下ご回答申し上げます。ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

敬具

記

1. ご照会事項への回答

(1) ①東進中学 NET が提供する講座は、以下の2種類となります。

- a. 通期講座：1講座当り90分×24回の授業および確認テスト等
- b. 高速マスター基礎力養成講座：各科目に必要な基礎・基本の演習を行う講座  
学習履歴は生徒用・担任用の専用サイトにて進捗確認が可能です(管理システム=「学力POS」)。

資料添付 i. 東進中学 NET 入学案内 ii. 契約前説明書/入学規定並びに学費規定

②東進の学習指導は、その特徴である先取り学習を促進するため、1講座当りの受講期間を3ヶ月以内と定めています。(通期講座1講座24回を週2回×12週で学習するペースを想定)

③生徒が複数科目を申し込んでいる場合や、中学校のカリキュラムに準拠して学習する場合など3ヶ月を越えて学習計画を立てることがあり、この場合、申込年度の受講可能期間を限度に、役務提供期間を延長して指導いたします。(2講座の場合6ヶ月迄、3講座の場合9ヶ月迄、4講座の場合12ヶ月迄)

資料添付 中学課程カリキュラム (例スタンダード・トップレベル・ハイレベル・難関)

(2) 「役務提供期間」は、前述の通り受講開始から1講座当り3ヶ月と定めています。「受講可能期間」は当該年度の在籍可能期間(年度末)を指すもので、翌年2月末日です。入学の時期や受講開始のタイミングにより受講可能な総期間が1講座当り3ヶ月に満たないケースがあります。

(3) 役務提供期間の3 か月は、通常想定する学習ペース(週2回)で十分修了可能な期間であり、また先取り学習を実践し学習効果をより高めるために設定している期間です。

(4) 中途解約については、役務提供期間経過後であっても、受講可能期間内でのお申し出により返金の対応を取らせていただきます。通期講座(回数を定めた講座)の場合、受講済回数の按分により役務提供額を算出して返金致します。

一方、高速マスター基礎力養成講座は3ヶ月の役務提供期間の経過期間により按分を想定しており役務提供期間後の返金を行いません。(但し現在、同講座は費用を免除している為、返金対象外です。)

(5) 生徒の学習状況は、インターネットを介した専用サイト「学力POS」にて確認可能です。これにより、講座の受講や学習修得の進捗状況、確認テスト受験有無やその得点、模試の受験結果、面談結果、登下校状況などを、校舎担任・生徒・保護者が共有でき、三位一体となって生徒の学力増進を図っております。

(6) 中学学力判定テストの申込は任意です。都度申込、年4回分まとめたの申込ともに可能です。模試費用については、内部生・外部生とも申込キャンセル不可としている為、返金には原則として応じておりません。

資料添付 東進模試中学学力判定テスト リーフレット

2. お問い合わせ先 衛星事業本部東進中学 NET 事業部 0422-44-9002 担当 佐藤まで

以上